

# エネルギー供給構造の改革に向けて

## ～ エネルギー供給構造高度化法案及び石油代替エネルギー法改正案 ～

経済産業委員会調査室 しのくぼ ようこ  
篠窪 容子

### 1. はじめに

エネルギーは我々の生活になくてはならないものである一方、我が国は、国土に資源が少ないために供給を海外に頼らざるを得ず、また過度に化石燃料に依存するという脆弱なエネルギー供給構造を呈している。

一方、近年の新興国の経済発展などに起因するエネルギー需給のひっ迫や投機資金の流入等により化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場は不安定な状況が続いている。また、昨今、地球温暖化問題が深刻化し、化石燃料の利用に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減が急務となっている。

本稿は、非化石エネルギーの利用拡大及び化石燃料の有効利用の促進のために第171回国会に提出された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案」(以下「エネルギー供給構造高度化法案」という。)及び「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「石油代替エネルギー法改正案」と、改正に係る「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」を「石油代替エネルギー法」という。)について、その背景と概要、主な論点を紹介するものである。

### 2. 法律案提出の背景及び経緯

#### (1) 背景

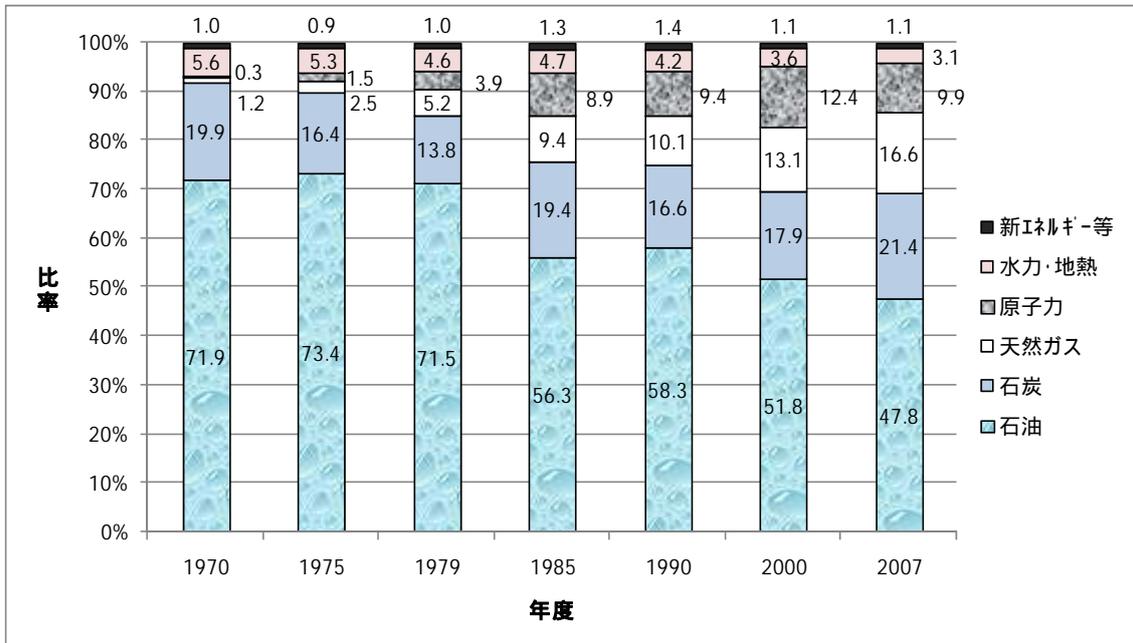
##### ア 石油ショックと石油代替エネルギー法の制定

我が国においては、高度経済成長期以降、その低廉性及び供給の安定性から、石油がエネルギー供給の中心的位置を占めてきた。しかし、二度の石油ショック(1973年、1979年)を契機に、石油への過度な依存に対する懸念が生じ、エネルギーの安定供給確保に向けて、エネルギー供給構造を改善するための施策がとられるようになった。その中の一つとして、石油代替エネルギー<sup>1</sup>の導入及び開発を促進するため、1980年に石油代替エネルギー法が制定された。この法律は、国が石油代替エネルギーの供給目標等を定め、事業者にその導入について努力義務を課すとともに、新エネルギー総合開発機構(現在の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))を設立し、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めることを主な内容としていた。その後、2007年度における石油依存度(一次エネルギー総供給に占める

<sup>1</sup> 石油代替エネルギーとは、石油に代えてエネルギーとなるものをいい、具体的には、石炭、天然ガス、原子力、再生可能エネルギー等をいう。

石油の割合)は47.8%となり、1979年度の71.5%に比較すると大幅に低下した(図表1)。この数字を見る限り、石油代替エネルギー法は「石油代替エネルギーの導入及び開発の促進」という役割を果たしたといえる。

図表1 我が国の一次エネルギー総供給の比率の推移



(出所) 資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」等より作成

#### イ 今なお脆弱な我が国のエネルギー供給構造

石油代替エネルギー法により、我が国の石油依存度は確かに低減したが、いまだにエネルギー供給の約半分は石油に依存している。また、そのほぼ全量が輸入原油であり、さらに輸入先も政治・地政学的に不安定である中東に約9割を依存しているなど、不安定な要素を含んでいる(各資源の輸入依存度及び主な輸入相手国は図表2参照)。

また、石油に加え、石炭、天然ガスを含む化石燃料への依存度は、2007年度においても8割を超えているなど依然として高い状態であり、それらもほとんど輸入に頼っている。

一方、国内で産出される水力や風力、若干の天然ガス等によるエネルギー自給率は、わずか4%に過ぎない。

原子力については、我が国の一次エネルギー総供給の約10%及び発電電力量の約30%を担い<sup>2</sup>、我が国の基幹電源と位置付けられている<sup>3</sup>が、その原料となるウランは全量を海外から輸入している。なお、ウランは、エネルギー密度が高く備蓄が容易で

<sup>2</sup> 一次エネルギー総供給に占める原子力の比率は、2005年度及び2006年度においてはいずれも11.4%であったが、2007年7月の新潟県中越沖地震により東京電力柏崎刈羽原子力発電所が稼働を停止したことにより、2007年度においては9.9%と、10%を下回った。また、自家発電を除く電気事業用の発電電力量に占める原子力の比率についても、同様の理由により、2005年度31.4%、2006年度31.2%に対し、2007年度においては26.3%と大幅に低下した。出所は経済産業省『総合エネルギー統計』及び電気事業連合会『電気事業便覧平成20年版』(2008.10.20)42-43頁。

<sup>3</sup> 我が国のエネルギー政策の根幹となるエネルギー基本計画(2003年10月策定、2007年3月改定)において、「今後とも基幹電源として位置付け推進する。」とされている。

あること、再処理利用可能であること等から資源依存度が低く、原子力は「準国産エネルギー」と位置付けられている。

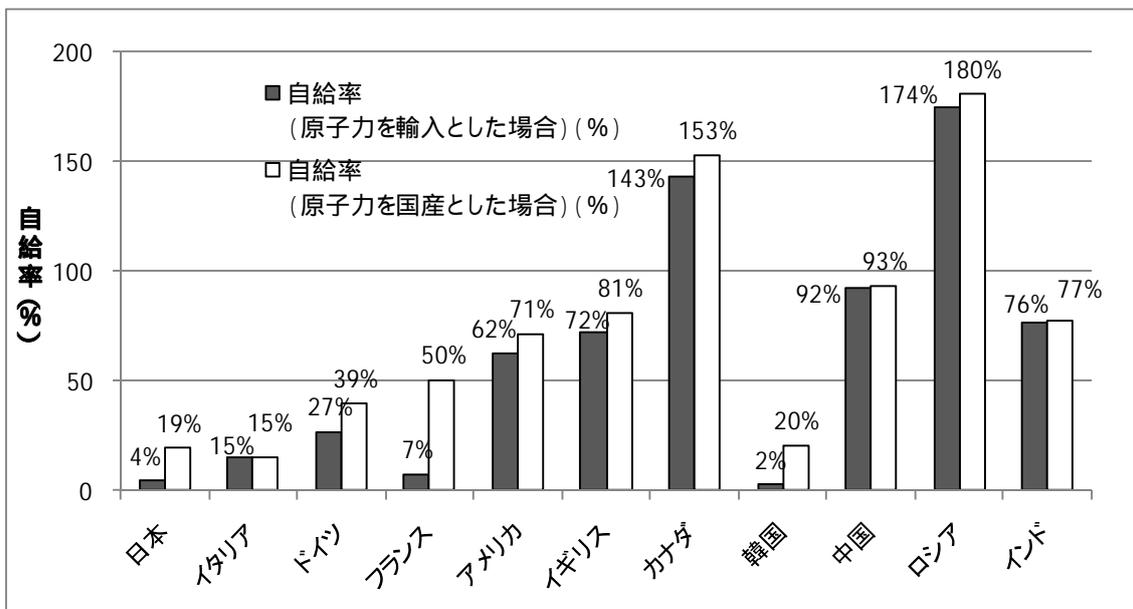
しかし、IEA（国際エネルギー機関）の統計によると、このような「準国産エネルギー」たる原子力を含めても我が国のエネルギー自給率は19%に過ぎず、諸外国と比較して脆弱なエネルギー供給構造といえる（図表3）。

図表2 各資源の輸入依存度と輸入相手国

資源名	輸入依存度【年】	主な輸入相手国(割合)【年】
原油	99.6% 【2006年】	サウジアラビア(27.9%)、アラブ首長国連邦(24.5%)、イラン(12.1%)、カタール(10.4%)、クウェート(8.2%)【2007年】
石炭	99%以上 【2006年度】	オーストラリア(59.1%)、インドネシア(17.8%)、中国(10.9%)、ロシア(5.3%)、カナダ(4.9%)【2006年度】
天然ガス	96.4% 【2006年度】	インドネシア(22.0%)、オーストラリア(19.9%)、マレーシア(19.3%)、カタール(12.2%)、ブルネイ(10.1%)【2006年度】
ウラン	100%	オーストラリア(33%)、カナダ(27%)、ナミビア(16%)、ニジェール(13%)、アメリカ(7%)【2004年】

(出所) 日本貿易統計、資源エネルギー貿易統計、World Nuclear Association 資料等より作成

図表3 各国のエネルギー自給率（2006年）



(注) 100%を超えている部分は、輸出を表す。

(出所) IEAホームページから作成

#### ウ エネルギーをめぐる世界の動向

近年、中国やインドを始めとする新興国の経済発展を背景に、世界のエネルギー需要が増加している。IEAが2008年11月に公表した「World Energy Outlook 2008」によれば、2030年には世界のエネルギー需要が2006年に比べて約45%増加し、その半分以上を中国、インドが占め、また中東もエネルギー需要の増加の激しい地域となると予想されている。原油価格についても、2004年ごろから上昇傾向にあったが、2007年半ば以降、将来の需給ひっ迫の予想、地政学上のリスクや投機資金の流入等様々な

要因が複合的に作用し、価格が急騰した。世界の原油価格の指標となるWTI原油価格は2008年7月3日に終値で1バレル145.29ドルと史上最高値を更新し、我が国においても、製造業、漁業、運輸業等多種多様な業種に大きな影響を与えたが、その後下落し、2009年になってからは1バレル40～50ドル程度で推移している。しかし、上記報告書によれば、2030年までに原油は1バレル200ドルを突破し、長期的には上昇傾向であると予測されている。2007年からの原油価格高騰が各産業や物価に与えた多大な影響を考慮し、石油に依存する我が国のエネルギー供給構造を早急に変えていく必要がある。

## エ 我が国の近年のエネルギー政策の展開

我が国のエネルギー政策は、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）の規定に基づいて定められるエネルギー基本計画が根幹となっている。我が国のエネルギー関連法律は、電気・ガス等の事業を規制する各事業法、エネルギー関係諸税の歳入・歳出・使途等を定める税法・特別会計法など多数存在するが、エネルギー源の多様化等に係る主な法律は図表4のとおりである。

図表4 我が国のエネルギー源の多様化等に係る主な法律

法律名(略称)【制定年】	概要
エネルギー政策基本法 【2002年】	エネルギー政策に関する基本法で、「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用」の3つを基本方針としている。同法に基づき、エネルギー基本計画が策定されている(最新改定2007年3月)。
原子力基本法 【1955年】	原子力の利用推進に関する基本法で、原子力の利用を平和目的に限ることとし、原子力委員会、原子力安全委員会等の設置や核燃料物質の取扱い等について別途法律で定めることが規定されている。
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 (石油代替エネルギー法)【1980年】	石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために、経済産業大臣が閣議決定を経て供給目標を定めること、事業者の導入の指針を定めること、財政支援を行うことなどが定められている。現在の供給目標は2010年度のもので、2005年4月に改定。
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネ法)【1997年】	石油代替エネルギーのうち、経済性の制約から普及が十分でないものについて導入の促進を図ることを目的に制定された。経済産業大臣が閣議決定を経て基本方針を定めること(最新改定2002.12)、新エネルギーの利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置などを定めている。
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS法)【2002年】	電気事業者が新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けるもの。経済産業大臣は4年ごとに以後8年間について利用目標を定めることとされている。現在の利用目標は2007～2014年度のもので、2007年3月に決定。
エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)【1979年】	工場・事業場、輸送、住宅・建築物、機械器具の4分野について主務大臣が策定する「事業者の判断基準」を遵守してエネルギー使用の合理化を行うことを求めている。

(出所) 経済産業委員会調査室作成

1990年代からは、地球温暖化対策への国際的な取組のため、我が国のエネルギー政策にも環境を意識した内容が盛り込まれるようになった。1997年の京都議定書の採択により、我が国は2008～2012年の間において原則1990年比で温室効果ガスの排出を6%削減することを約束し、京都議定書の目標を達成するための施策や対策をまとめ

<sup>4</sup> 国際石油市場は大きく北米、欧州、アジアに分けられ、それぞれ価格の基準となる指標原油を持っている。北米においてはニューヨーク商業取引所で取引されるWTI (West Texas Intermediate) 原油、欧州においてはロンドン先物取引所等にて取引の行われているブレント原油、アジアにおいてはドバイ原油等が指標となっている。これらの市場は互いに影響を与え合うが、特にニューヨーク商業取引所で取引されるWTI原油については、商品先物取引の分野で世界最大の出来高を有することから、WTI原油価格が北米のみならず世界の原油の指標価格として利用されている。

た京都議定書目標達成計画（2005.4 閣議決定、2006.7 一部改定、2008.3 全部改定）が策定された。また、より中長期的観点から、2030年までの我が国のエネルギー需給構造を見通した長期エネルギー需給見通し（2008.5 経済産業省）、2050年までを視野に入れ我が国のCO<sub>2</sub>の大幅削減のための施策をまとめた低炭素社会づくり行動計画（2008.7 閣議決定）なども策定された。

## （２）審議会における議論

以上のような状況を背景に、2008年10月、経済産業大臣から総合資源エネルギー調査会に対し「昨今のエネルギーを取り巻く各種情勢の変化を踏まえた今後の石油代替エネルギーの開発・導入政策その他のエネルギー供給構造高度化政策はいかにあるべきか。」との諮問が行われ、総合部会の下に政策小委員会が設置され、審議が行われた。同小委員会は2008年12月に中間報告を取りまとめ、総合部会は翌年1月に同中間報告を了承した。その概要は図表5のとおりである。

図表5 総合資源エネルギー調査会総合部会政策小委員会中間報告（2008.12）概要

### 【石油代替エネルギー法見直しの必要性】

- ・エネルギーセキュリティの確保及び地球温暖化問題への対応の観点から、石油代替エネルギー法を中核としたこれまでの政策を見直し、技術開発等の促進、非化石エネルギーの導入拡大、化石資源の高度化・有効利用を図っていくべき。

### 【エネルギー供給事業者の役割等】

- ・エネルギー供給事業者による新エネルギーの抜本的導入拡大が必要。電気、石油、ガス事業者における一層の新エネルギーの導入拡大を図っていくことが必要。
- ・電気事業者には、原子力利用の推進に最大限の努力を行うことを期待する。
- ・エネルギーセクター及びエネルギー供給事業者の実情の違いに配慮して制度的枠組と政策支援を行うことが必要。

### 【取るべき政策手法】

- ・あるべきエネルギー供給構造に中長期的に誘導するよう、誘導的規制法の体系とすることが望ましい。
- ・エネルギー使用者ではなくエネルギー供給事業者に取組を求めることが適当。
- ・基準の設定に当たっては、事業者が技術的・経済的に達成不可能な基準とならないよう配慮すべき。
- ・エネルギー間の競争条件の公平性に配慮した制度設計を行うべき。
- ・RPS法は新エネルギーが市場ベースで自立するまでは必要な措置のため、その維持を前提とし、電気事業者への二重規制とならないよう配慮すべき。

（出所） 総合資源エネルギー調査会総合部会政策小委員会中間報告（2008.12）を基に作成

## 3. 法律案の概要

上記の議論を踏まえ、エネルギー供給構造高度化法案及び石油代替エネルギー法改正案

は、2009年3月10日に閣議決定され、同日国会に提出された。その概要は以下のとおりである。

#### (1) エネルギー供給構造高度化法案

本法律案は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用<sup>5</sup>及び化石エネルギー原料の有効な利用<sup>6</sup>を促進するための措置を講じようとするものである(法律案のスキームについては図表6参照)。

なお、本法律案において、エネルギー供給事業者とは、電気事業者、熱供給事業者、燃料製品供給事業者(具体的には政令で定められるが、ガス・石油事業者が想定されている。)をいう。

##### ア 経済産業大臣による基本方針の策定

経済産業大臣は、エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関し、エネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等について基本方針を定める。

エネルギー供給事業者は、基本方針に留意して非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

##### イ エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の利用の義務付け

###### (ア) 特定エネルギー供給事業者

特定エネルギー供給事業者(エネルギー供給事業者のうち、非化石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うもの)に対し、非化石エネルギー源の利用に係る具体的な義務内容を示す判断基準が省令により定められる。経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者に対し、判断基準を勘案して必要な指導及び助言をすることができる。

なお、判断基準においては、電気事業者に対する2020年までの50%以上の非化石電源の利用拡大、電気事業者に対する家庭用太陽光発電の余剰電力の適正価格での買取り、石油事業者やガス事業者に対するバイオ燃料やバイオガスの利用の義務付け等が定められる予定となっている。

###### (イ) 一定規模以上の特定エネルギー供給事業者

特定エネルギー供給事業者のうち政令で定める一定以上のエネルギーを供給するものについては、判断基準において定められた目標を達成するための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

経済産業大臣は、これら事業者の非化石エネルギー源の利用の状況が、判断基準に照らして著しく不十分と認めるときは、勧告、命令を行うことができる。命令に違反

<sup>5</sup> 「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品(石油、ガス等)のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料以外のものをいい、「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品(石油、ガス等)のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用することをいう。

<sup>6</sup> 「化石エネルギー原料」とは、化石燃料のうち、石油、ガス等燃料製品の原料であってエネルギー源となるものをいい、「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、単位当たりの化石エネルギー原料から製造される燃料製品の量を増加させること等をいう。

した者は、100万円以下の罰金に処される。

#### ウ 燃料製品供給事業者に対する化石エネルギー原料の有効利用の義務付け

##### (ア) 特定燃料製品供給事業者

特定燃料製品供給事業者（燃料製品供給事業者のうち、化石エネルギー原料の有効な利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うもの）に対し、化石エネルギー源の有効利用に係る具体的な義務内容を示す判断基準が省令により定められる。経済産業大臣は、特定燃料製品供給事業者に対し、判断基準を勧告して必要な指導及び助言をすることができる。

なお、判断基準においては、石油事業者やガス事業者に対する原油や天然ガスの有効な利用の義務付けなどが定められる予定となっている。

##### (イ) 一定規模以上の特定燃料製品供給事業者

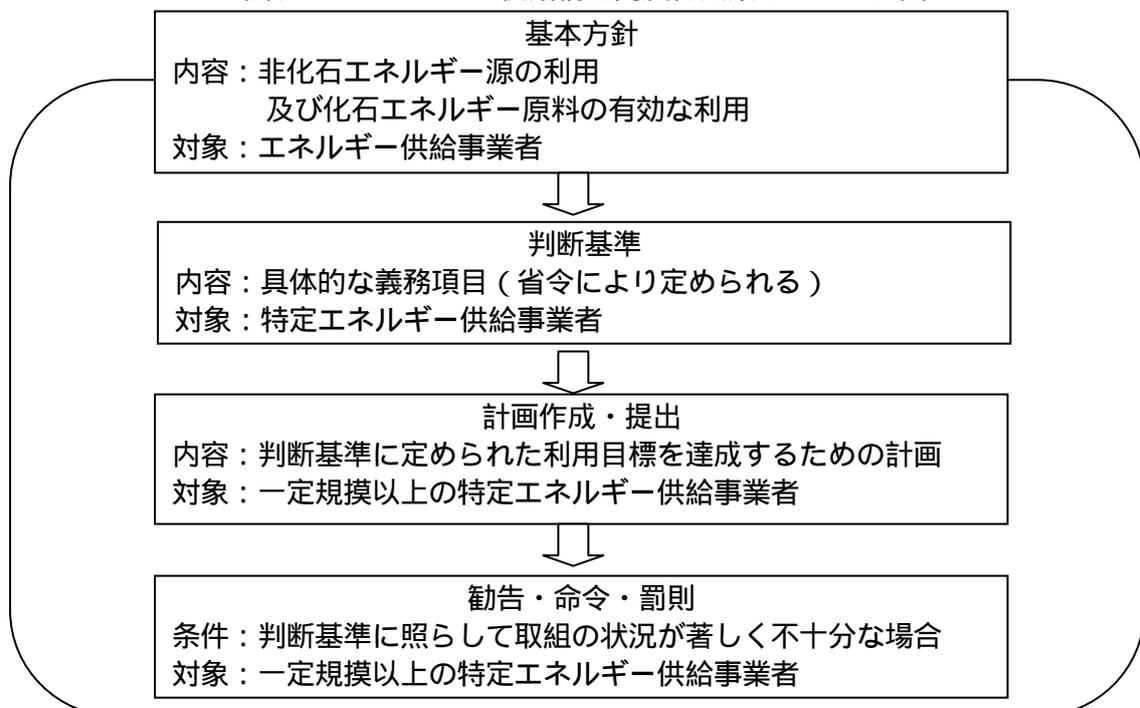
特定燃料供給事業者のうち政令で定める一定以上の燃料を供給するものについては、判断基準により定められた目標を達成するための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

経済産業大臣は、これら事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が、判断基準に照らして著しく不十分と認めるときは、勧告、命令を行うことができる。命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処される。

#### エ 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

図表6 エネルギー供給構造高度化法案のスキーム図



(出所) 経済産業省資料を基に作成

## (2) 石油代替エネルギー法改正案

本法律案は、非化石エネルギーの開発及び導入を総合的に推進するための措置を講じようとするものである。

なお、「石油代替エネルギー」と「非化石エネルギー」の大きな違いは、石炭及び天然ガスが「石油代替エネルギー」には含まれ、「非化石エネルギー」には含まれないことである。

### ア 石油代替エネルギー法の一部改正

法律の題名を「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」に改めるとともに、支援の対象を「石油代替エネルギー」の開発・導入から「非化石エネルギー」の開発・導入へと変更する。

また、支援対象の見直しに伴い、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の行う業務の範囲のうち、「非化石エネルギー」に関するもの以外のものが削除される<sup>7</sup>。

### イ 中小企業信用保険法の一部改正

中小企業信用保険制度の一つであるエネルギー対策保険<sup>8</sup>の対象の一部が「石油代替エネルギー」を使用する施設の設置の費用から「非化石エネルギー」を使用する施設の設置の費用に変更される。

### ウ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（NEDO法）の一部改正

NEDOの業務が見直され、業務の対象範囲が「石油代替エネルギー」に関するものから「非化石エネルギー」に関するものに変更されるとともに、天然ガス及び石炭の利用の高度化に係る技術開発等の業務が本則に追加される。

## 4. 主な論点

### (1) 具体的義務の政省令への委任の妥当性

エネルギー供給構造高度化法案は、経済産業大臣が基本計画、判断基準を定め、事業者は判断基準に規定された利用目標達成のための計画を作成し提出することになっているが、具体的にどのような義務がどのエネルギー供給事業者に課されるかについては政省令により定められることとなっている。具体的な義務事項が政省令に委任される場合、理論的には、どのような義務を課すのか、または課さないのかがすべて内閣及び経済産業省の判断に委ねられ、事業者に対し事実上規制をかけないことも、逆に過度な規制をかけることもできるようになってしまうこととなる。また、非化石エネルギー源の

<sup>7</sup> 海外における石炭探鉱やそのために必要な資金の補助金、調査や技術に関する指導を行うことについて、石油代替エネルギー法改正案により石油代替エネルギー法からは削除されるが、これらの業務は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「NEDO法」という。）のNEDOの業務の範囲に追加されることとなる。

<sup>8</sup> 信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れるとき、その借入れに係る債務の保証人となるが、日本政策金融公庫が行う信用保険制度は、こうした信用保証協会が行う信用保証リスクを保険によってカバーしている。エネルギー対策保険はその一つであり、現行法においては省エネ施設又は石油代替エネルギー施設の設置に係る費用が対象となっている。

うち再生可能エネルギーについては、いまだにコスト面において不利であり、その開発・導入の促進に要する費用は最終的には使用者である国民が負担するものであることから、具体的義務の主たる内容について、法律で明らかに規定すべきであると考えられる。

#### (2) RPS法との関係

我が国には、既に電気事業者に新エネルギーから発電された電力の一定以上の利用を義務付ける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下「RPS法」という。図表4参照。)が存在する。エネルギー供給構造高度化法案により電気事業者に非化石エネルギー源の利用を義務付けた場合、電気事業者にとってはRPS法とエネルギー供給構造高度化法案の双方の規制がかかることとなる。

エネルギー供給構造高度化法案の判断基準に「電気事業者に新エネルギーから発電された電力の一定以上の利用を義務付ける」というRPS法と同様の規定を盛り込むことも可能であると考えられるが、本法律案を提出するに当たって、なぜRPS法を廃止せずに存続させたのか疑問が残るところである。エネルギー関連法制の整理という観点から、同様の規制を行う法律が複数存在するのは好ましいことではなく、統一すべきではないかと考えられる。

#### (3) 原子力と再生可能エネルギーとの関係

石油代替エネルギー法改正案により、開発・導入の促進の対象が「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に変更され、エネルギー供給構造高度化法案により、「非化石エネルギー源の利用」が義務付けられることとなる。しかし、「非化石エネルギー」には原子力と再生可能エネルギーの双方が含まれ、これら性質の異なる二つのエネルギーについて、今回の二法案の規定においても、法案成立後の判断基準等による運用においても、一次エネルギー供給や電源における構成比を今後どのようにしていくのかが不明確である。例えば、エネルギー供給構造高度化法案に基づき経済産業大臣が定める判断基準には、電気事業者に対し非化石電源を2020年までに50%以上とすることが盛り込まれる予定とされているが、原子力と再生可能エネルギーがどのような電源構成比となるのかは不明である。

非化石エネルギーという概念の設定が、原子力や再生可能エネルギーの役割分担に関する国の方針を不明確なものとし、ない取組が求められる。

#### (4) 石炭及び天然ガスの位置付け

石油代替エネルギー法改正案では、開発・導入の促進の対象が石油代替エネルギーから非化石エネルギーへと変わり、石炭と天然ガスは促進すべき対象からはずされた。一方、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」(NEEDO法)においては、NEEDOの業務として天然ガスの利用の高度化技術の開発、石炭の探鉱・利用の高度化技術の開発が新設されている。エネルギー政策全体の中で、石炭及び天然ガスは、その開発及び導入を推進していくのか、それともその使用を削減していくのかを明らかにすることが求

められる。

#### (5) エネルギー政策のグランドデザインの必要性

現時点においては、我が国が目指すべきエネルギー供給構造の将来像が明確に示されているとはいえない。確かに、個々に作成される計画等において、例えば「2030年以降においても、発電電力量に占める原子力発電の比率を30～40%程度以上にすることを旨とする」<sup>9</sup>、「石油依存度について、今後、2030年までに、40%を下回る水準を目指す」<sup>10</sup>、「太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にする」<sup>11</sup>など、個別の目標が立てられているものはある。しかし、すべてのエネルギーについて、一つの計画の下で、達成までの期間を統一し、構成比を明らかにした導入目標は作成されていない。したがって、今必要なのは、現状をどのように、どのくらいの期間をかけて変えていき、将来的にはエネルギー全体でどのような供給構造を目指していくのかという、我が国の目指すべき一つの統一されたエネルギー供給構造の将来像を明らかにすることであり、これを検証に検証を重ねた上に決定し、それを基に施策を行っていくことであると考えられる。

#### 5. おわりに

今回の二法案においては、非化石エネルギーの利用及び導入の促進が掲げられている。確かに、現在のエネルギー供給の8割以上を化石燃料に依存し、その大半を海外からの輸入に依存しているということ、また地球温暖化問題に対して我が国として国際的約束を果たすということからも、現状のエネルギー供給構造を変えていく必要がある。

我が国の持続的経済発展、エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化問題への対応、経済的合理性等すべてを総合的に勘案した、エネルギー政策のグランドデザインが求められているといえる。

---

<sup>9</sup> 『新・国家エネルギー政策』(2006.5)(経済産業省)25頁

<sup>10</sup> 同上 24頁

<sup>11</sup> 『低炭素社会づくり行動計画』(2008.7)(閣議決定)7頁